

平安期女房装束の復元にむけて(二)

——『源氏物語』『源氏物語絵巻』を基盤として・重桂——

高倉永佳
佐藤悟
横井孝

一 『源氏物語』『源氏物語絵巻』

本研究の出発点である『源氏物語』の当該場面、若菜下の巻、六条院の女楽の場面に立ち戻るところから始めたい。

〔女三の〕宮の御方をのぞきたまへれば、人よりけに小さくうつくしげにて、ただ御衣のみある心地す。にほひやかなる方は後れて、ただいとあてやかにをかしく、二月の中の十日ばかりの青柳の、わづかにしだりはじめたらむ心地して、鶯の羽風にも乱れぬべくあえかに見えたまふ。桜の細長に、御髪は左右よりこぼれ

かかりて、柳の糸のさましたり。御琴の袋畳みてひきかへしたるに、ほどの小さくおはしませば、なかなかさしやりたまふほどもなくて、いとうつくしうて見えたまふ。……

〔女御の君〕(明石の女御)は、同じやうなる御なまめき姿のいますこしにほひ加はりて、もてなしけはひ心にくく、よしあるさまして、よく咲きこぼれたる藤の花の、夏にかかりてかたはらに並ぶ花なき朝ぼらけの心地ぞしたまへる。さるは、いとふくらかなるほどになりたまひて、なやましくおぼえたまひければ、御琴も押しやりて、脇息におしかかりたまへり。……紅葉

の御衣に、御髪のかかりはらはらときよらにて、火影の御姿、世になくうつくしげなるに、

紫の上は、葡萄染にやあらむ、色濃き小桂、薄蘇芳の細長に御髪のためれるほど、こちたくゆるるかに、大ききなどよきほどに様体あらまほしく、あたりにほひ満ちたる心地して、花といはば桜にたとへても、なほ物よりすぐれたるけはひことにものしたまふ。

かかる御あたりに、明石(の君)は気おさるべきを、いとさしもあらず、もてなしなどけしきばみはづかし、心の底ゆかしきさまして、そこはかとなくあてになまめかしく見ゆ。柳の織物の細長、萌黄にやあらむ、小桂着て、うすものの裳のはかなげなるひきかけて、ことさら卑下したれど、けはひ、思ひなしも心にくくあなづらはしからず。高麗の青地の錦の端さしたる袴に、まほにもゐで、琵琶をうち置きて、ただけしきばかり弾きかけて、たおやかにつかひなしたる撥のもてなし、音をさくよりも、またありがたくなつかしくて、五月まつ花橘、花も実も具して、押し折れるかほりおぼゆ。

(源氏物語大成一一五二―一一五四頁、
新編日本古典文学全集④一九一―一九三頁)⁽¹⁾

作者＝語り手は、読者との間での了解事項、同時代とし

ての服飾意識を共有するからこそ、このような叙述でも十分通用したのであろう。復元考証の立場からいえば、装束の具体的形態についての記述意識が薄くてもどかしい一節である。しかし、記述を要さないことは、当時の常識の範囲で考慮すべきだろう。平安期の女房装束の一具として必要な項目は、諸記録を徴してみても、次のように挙げることは可能である。これは今回のプロジェクトで復元する予定の項目でもある。

- ① 袴(長袴)
- ② 単
- ③ 重桂
- ④ 表着
- ⑤ 小桂
- ⑥ 細長(または唐衣)
- ⑦ 裳

このうち⑥「細長」は、別に考えるようにかなり特殊なものとして、右の本文からやや離れはするが、唐衣を用意することとした。唐衣は裳とともに「裳唐衣」と纏め称され、ほとんど一セットのように扱われることが多いので、『源氏物語』若菜下の巻の当該場面には登場しないものの、復

元の一端に加えることとしたのである。いずれも現代装束に共通する項目ではあるが、現代の装束の形態がそのまま平安期の女房装束のそれと一致する保証は、後者の遺品が一点も現存しない以上、どこにもない、ということとは前稿に強調したとおりである。

物語の記述がいかにもどかしくとも、復元プロジェクトの根幹が「源氏物語研究の学際的・国際的拠点形成」の一環である以上、『源氏物語』から逸れるわけにはゆかない。そして平安時代後期の成立とはいえ、唯一の画像資料である国宝『源氏物語絵巻』徳川本・五島本を外すわけにもゆかない。両者は、申すまでもなく本プロジェクトの拠って立つ基盤である。

①袴（長袴）の考証は、復元の工程で計画の終盤に予定されたため、その考証はここでも後回しとしたい。

二 重桂について——(1)

③重桂（かさねうちき）は、その当時の肌着である②単（ひとえ）の上に着重ねる「うちき」であり、現代装束では「五衣（いつつぎぬ）」と称し、文字通り五枚を着重ねるのを例とするが、古くは五枚に限定されたものではなかった。池田亀鑑『平安時代の文学と生活』は諸書を博索・

引用する、まことに至便の手引き書であるが、それには「桂（うちき）」の項に次のごとき解説を付している。

ここにいう桂は重桂のこと。打衣よりも五、六寸長く、栄花物語、若ばえの巻には十八枚、または二十枚も重ねて着用することが見えている。その形式は表着、打衣と同じく袷で、地質は唐綾（枕草子）、綾（紫式部日記）、薄物（同上）。裏は平絹。色は紫（大和物語）、紅（紫式部日記）、くちなし、紫苑色、黄菊、葡萄（以上同上）など。文様がある。……

室町時代末期より桂は五枚と定められ、世に五衣と称せられるに至った。桃山時代には人形仕立と称して、裾や袖口のみを五枚とし、見えない所は一枚とし、かつ冬には裾に綿を入れて厚みを見せることとなった。もっとも「五つ衣」という名称はすでに、宇津保物語、忠こそその巻にも見え、増鏡、卷二、北野の雪の条に、文永三年（一二六六）四月、蓮華王院御幸の時の女院の御車についてのべた条に／＼……あはせの五つ衣……と見える。

ここに引かれる『栄花物語』「わかばえ」の巻の一節は、当時の晴儀における装束を垣間見させる例としてよく知ら

れたものである。

万寿二年（一〇二五）正月のことであるから、既に一条先帝は崩御の後、三条天皇の御代の事である。枇杷殿における妍子皇太后（藤原道長二女、三条天皇中宮）の大饗の際、女房たちに妍を尽くさせたというのである。

おはしましみて、この御簾際を誰も御覧じわたせば、この女房のなりどもは、柳、桜、山吹、紅梅、萌黄の五色をとりかはしつつ（配色をとりかわして）、一人に三色づつを着させたまへるなりけり。一人は一色を五つ、三色着たるは十五づつ、あるは六づつ七づつ、ただ着たるは十八・二十にてぞありける。この色々を着かはしつつ並みあたるなりけり。

（『栄花物語全注釈』第五卷八六頁・
新編日本古典文学全集②四五〇頁）

やや文脈を辿りにくい一節だが、和田英松・佐藤球『荣花物語詳解』はここに「一人は一色を五づ、重ねきたれば、三色にては、各十五重を着、或は一色を六重、七重づ、きたれば、三色にては十八重、二十一重もきたるよしなり。五づ、七づ、の下に、にての字をいれて見るべし」、また小学館・新編日本古典文学全集は「一人の女房に、五色の

襲の色目のうちから三色を選び、各色を五枚ずつあるいは六、七枚ずつ着せ、その結果、桂の枚数は十五枚、あるいは十八枚、二十一枚となるのである。袷であるから、生地枚数は三十枚から四十枚にもなる」と注記する。なんと重桂に二一枚を着たというのである。着重ねる数が問題であるとするならば、それは重ね桂のことと解するほかあるまい。装束全体で何枚と数えることは、通常ありえないからである。

さらに右の一節は、次の後文がそのまま続いている。

あるは唐綾を着たるもあり。あるは織物、固文・浮文など、色々に従ひつゞぞ着ためる。表着は五重などにしたり。あるは柳などの一重はみな打ちたるもあめり。唐衣どもの色、みなまたこの同じ色どもをとりかはしつつ着たり。裳はみな大海なり。御几帳ども、紅梅、萌黄、桜などの末濃（すそこ）にて、みな絵かきたり。紐ども青くて耀けり。この単はみな青葉なりけり。殿ばらあさましう目もあやにて、かたみに御目を見交し、あざれたまへり。

（『全注釈』⑤八六頁・『新編全集』②四五〇頁）

さすがに妍子女房の過差（贅沢）は華美に過ぎて、当時

も響きものであったらしく、藤原実資が関白頼通に「年経ぬる人は……今日の女房のなりのやうなる事こそまだ見侍らね」(『全注釈』⑤九二頁・『新編全集』②四五二頁)——老人である私にも、今日の女房の変わったことと言つたら前代未聞ですね、と皮肉をいつている。それを受けて、頼通は妍子の前で諫める場面が続く。

関白殿(頼通) うちに入らせたまひて、御前(妍子)に申させたまふ。

「今日のこと、すべていことこのほかにけしからずさせたまへり。この年ごろ世の中いとかういみじうなりにてはべる。また一年(先年)の御堂の会の御方々の女房のなりどもなどぞ、世にめづらかなることどもにはべりしかど、それは夏なれば事限りありて術(すち)なかりけり。なでふ人の衣(きぬ)か、二十着たるやうさぶらふ。さらにさらにいとけしからずおはします……」と、かへすがへす同じことをせさせたまふ……(頼通)「今、御堂(道長)に今日のことども問はせたまはば、この女房の衣の数により御勤当はべらんずらんと思ひたまふこそ、いと苦しうさぶらへ。……(道長は)『大宮(彰子)・中宮(威子)は、女房のなり、六つに過ぐさせたまはねば、いとよし。この

御前なん、いとうたておはします(宜しくない)』とこそは常にさぶらふめれ」など申しおかせたまひて、出でさせたまふ。女房達をすくみて、立つ心地いとわびし。

『全注釈』⑤一〇〇～一〇一頁・『新編全集』②四五五～四五六頁

頼通は関白である現在も父御堂殿＝道長の譴責がこわい。道長の言を引いて、妍子の姉彰子、妹の威子の女房たちの装束は「六つに過ぐさせたまはねば、いとよし」——六枚を超えないからよろしい、妍子の女房の「二十着たるやう」は言語道断だというのである。ここで「六つに過ぐさせたまはねば」と規制の具体的な数字が出てくることに注目しておきたい。

果たして頼通の予感的中して、その後、頼通は出家していまは御堂殿と呼ばれる道長に呼び出される。

かくて、その夜も更けぬれば、またの日、御堂(道長)より、

(道長)「関白殿(頼通)とく参らせたまへ」

とあれば、

(頼通)「何ごとにか」

とて、急ぎ参らせたまへれば、……

(道長)「さてさて」

と問ひきこえさせたまひて、女房のなりなど問ひかからせたまひて、ありしことどもを聞こえさせたまへば、いみじう腹だたせたまひて、

(道長)「あさましう、めづらかなることどもなりや。衣(きぬ)は七つ八つをだに安からぬことと思へば、中宮(威子)・大宮(彰子)などにはみな申し知らせ、いみじきをふしにもただ六つと定め申したるを過たせたまはぬに、この宮(妍子)こそ事破りにおはしませ。すべてすべて、さらにさらにうけたまはらじ」と、過ぎにたることをのしらせ給ふ……

『全注釈』⑤一〇三頁・『新編全集』②四五七頁)

ここでも重桂は「七つ八つをだに安からぬこと」「いみじきをふしにもただ六つと定め申したる」と、先の「六つに過ぐさせたまはねば、いとよし」と呼応する数を持ち出している。この道長と頼通のやりとりが実際に『栄花物語』そのままにあったか否か、史実か虚構か、いまは確認するべきがない。

ただこうした「過差」は、時の権力者の意向があるうとなかろうと一向に収まる気配もなく、たとえば、院政期に下る例だが、『今鏡』「すべらきの中」第二に、

女院(待賢門院)の御車の後(しり)には、みなくれないの十ばかり重なりたるを出だされて、くれなゐの打衣、桜萌黄の表着、赤色の唐衣に、銀、金をのべて……裳の腰も銀をのべて、うはざしは玉を貫きてぞ飾られける。(上・二二四頁⁴)

出だし車十輛なれば、四十人の女房、思ひ思ひに装ひども心を尽されて、今日ばかりは制も破れてぞはべりける。あるはい五つにほひにて、紫、くれなゐ、萌黄、山吹、蘇芳、二十五重ねたるに、打衣、表着、裳、唐衣、みなかねをのべて、文に置かれたり。(上・二二八頁)

とあって、前代未聞のはずの妍子の女房装束を凌駕する例もあつたりする。

藤原資房の日記『春記』長久元年(一〇四〇)九月三日条に、

世間過差可_レ制止_一之由、先日有_二仰事_一。以_三其由_一可_レ被_レ仰_一下_レ右大臣_一也。五節過差事、全可_レ被_レ仰_一下_レ也。童女御覽事、被_二停止_一可_レ宜_一歟。早被_二仰_一下_レ、一定可_レ佳_一歟。其制法定後、可_二仰_一下_レ者也。至_二于定_一者、来月

三日許可_レ宜也者。

(世間の過差、制止すべきの由、先日仰せ事あり。その由を以て右大臣に仰せ下さるべきなり。五節過差の事、全く仰せ下さるべきなり。童女御覽の事、停止せらるるが宜しかるべきか。早く仰せ下さるるは、一定佳しかるべきか。其の制法定まるの後、仰せ下すべきものなり。定まるに至らば、来月三日許り宜しかるべきなり、てへり)^⑤

とあるのも歴史上よく知られた記録で、『栄花物語』にもその「制法」が抑止効果をもたらした例を見いだすことができる。

『栄花物語』「暮まつほし」の巻。後朱雀天皇の御代、女御生子(教通女)の寵愛深く、奢侈も許されそうな状況ではあるのに、「制」あるため、装束は過差を抑えたものであったという。

年返りぬれば(寛徳元年_{一〇四四})、所々のありさまどもいとめでたし。梅壺の女御殿(生子_{後朱雀女御})の御おぼえ、月日に添へいとめでたく世人は申せど、いかなるにか、「后にはえあたまふまじ」とのみ申す。何ごとにてしるきにか。

この御時は、制ありて、衣(きぬ)の数は五つ、紅の織物などは制あり。ものの栄えなけれど、をりをり院(上東門院_{彰子})の人の装束などはいとをかしくせさせたまふ。されど、制あればいと口惜しくぞ。

〔『全注釈』⑥四五七頁・『新編全集』③三二五頁〕

この「衣の数は五つ」が後代の「五衣」に繋がってゆくのであろう。今回の復元に「五衣」の称を排除して「重袿」を用い、さらに五枚に拘らなかつた理由でもある。

因みに、皇太后妍子は、皮肉屋の藤原実資に「賢后」と評された姉・彰子に対して、妍子は「遊びや宴会好き」「派手好み」と捉えられ、勝ち気で華やかな性分であつたらしい。そうしたあるじを戴く女房たちの姿容は、たまたま万寿二年の大饗にあらわれたわけではない。万寿四年(一〇二七)正月の枇杷殿の臨時客においても、『栄花物語』「わかみづ」の巻に、

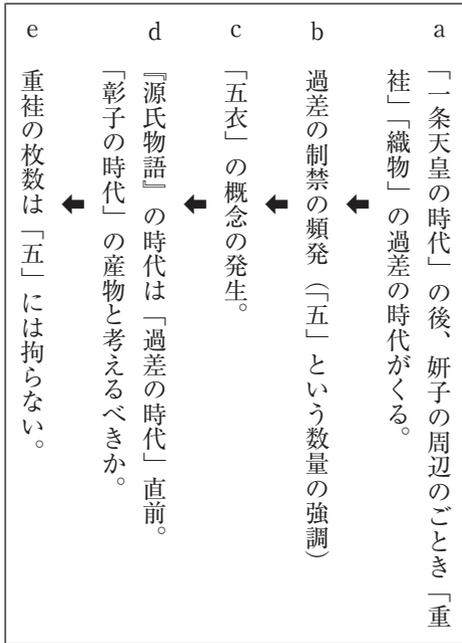
寝殿を見れば、御簾いと青やかなるに、朽木形の青紫にほへるより、女房の衣の棲・袖口重なりなほほかよりはにほひまさりて見ゆるは、おほかたこの宮(妍子)の女房は、衣の数をいと多う着させたまへばなるべし。

〔『全注釈』・『新編全集』③八六頁〕

と、相変わらずの様子が見られる。「おほかた」妍子女房の装束は並外れているとのことであり、ここまでの過差は、参考にはできない。

三 重桂について——(2)

前節の考証過程を図式化しつつ補足してみよう。



ここにいう「一条天皇の時代」とは、厳密な歴史区分を指すものではない。ただし、既に一条天皇は崩御し、妍子

の夫三条天皇がそのあとに登極したものの（寛弘八年＝一〇一二）、足掛け五年で退位（長和五年＝一〇一六）、後一条天皇の御代となっている。妍子とその女房たちが妍を競うような状況以前の、紫式部が体験した宮廷生活の状況を大雑把に示すものとして用いた。

「彰子の時代」もまた同様で、『紫式部日記』には、

内裏わたりにて、明け暮れ見ならし、きしろひたまふ女御・后おはせず、その御方、かの細殿といひならぶる御あたりもなく、男も女も、いどましきこともなきにうちとけ、宮のやうとして、色めかしきをば、いとあはくしとおぼめいたれば、すこしよろしからんと思ふ人は、おぼろけにて出でぬはべらず。

（新大系三〇四～三〇五頁）⁸⁾

とあり、彰子に並び立つ后妃がいなかったために競争心もなく、至極おっとりとして生活しており、あるじの自身の風儀として、「色めかしきをば、いとあはくしとおぼめいたれば」——浮ついたことを軽薄と考えるご気性、というのである。そうした中宮を中心とする「一条天皇の時代」の宮廷生活は、当然妍子のそれとは異なる「彰子の時代」でもある、ということなのである。

【第一図】に端的に示されているように、「五衣」の衿と袖口の重なりは、かなり狭く表現されている（図の矢印は私意）。寸法の指定にも、その差異は明確ではない。書陵部蔵『当時女房装束之図』（天明四年写、享保二年写の転写本）にも「五衣」の記述がある。

典侍衣

打衣^三

表裏紅。平絹^ハ板引。衣長六尺四寸七分、身袖ノ幅式尺五寸五分、袖長二尺五寸二分、同幅一尺三寸、身幅二尺五寸九分。大頸幅裾^{ニテ}八寸、領幅四寸六分、同長惣六尺三寸七分。領^ト袖口^ト裏^ノフキ出^ル振^ノ明袖長半身之方ニテ明又袖ノ明半。

（図）

五衣^二

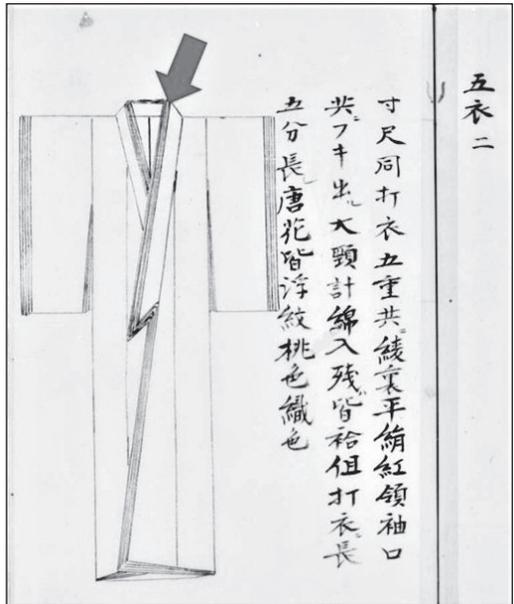
寸尺同打衣。五重共^ニ綾、裏平絹紅。領袖口共^ニフキ出^ル。大頸計綿入、残^ハ皆捨。但打衣^ニ長五分長^シ。唐花皆浮紋、桃色織色。

（図）【第二図】

ここには打衣と「寸尺同じ」であり、「長（たけ）」が五分分長いだけなのだという。「五衣」自体の寸尺について

五衣^二

寸尺同打衣五重共綾平絹紅領袖口
共フキ出大頸計綿入残皆捨但打衣長
五分長唐花皆浮紋桃色織色



【第二図】書陵部蔵『当時女房装束之図』

は記されないが、【第二図】に示される襟元・袖口は、五枚全てが同寸であることを意味しているのではなからうか（図の矢印は私意）。

『女房装束裁縫抄』『当時女房装束之図』ともに江戸後期の資料であり、そのまま鵜呑みにはできないが、江戸末のそれが現代装束のごとき襟元・袖口を見せるようになったのは、いずれかの時点での転換があったことを証する資料でもあるわけである。

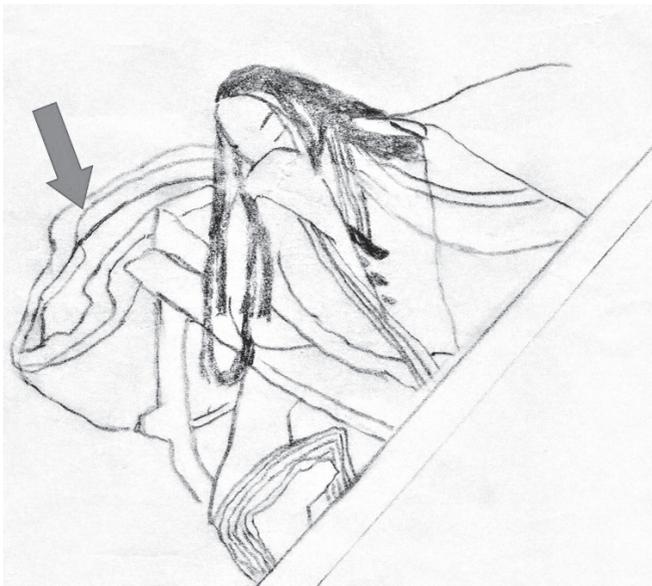


【第三図】英照皇太后

【第三図】を御覧いただきたい。

英照皇太后（一八三五〜一八九七）の写真である。皇太后は関白九条尚忠女、旧名・夙子。孝明天皇の女御で、実母ではなかったものの、明治天皇の嫡母として、天皇即位後に皇太后に冊立された。

撮影時期は不明だが、幕末・維新の交であろう。裳唐衣の正装である。同時期の装束をうかがわせる貴重な史料で



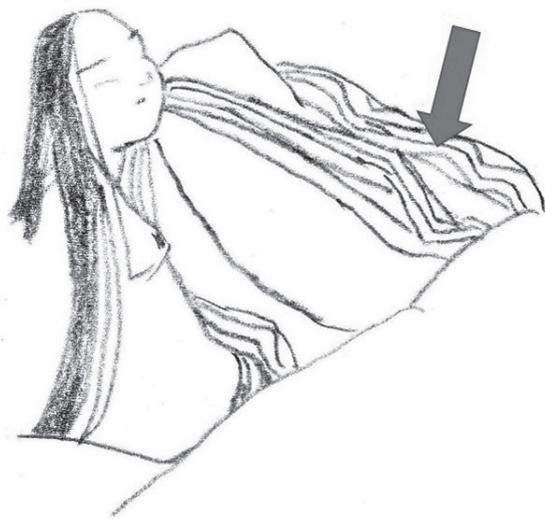
【第四図】『源氏物語絵巻』「御法」紫の上の像

ある。襟元・袖口に注目すれば、現代装束のようにきれいに整えられず袖口のところで蟠った状態に見える。これは右に見た【第一図】【第二図】のごとく「五衣」を同寸に仕立て、着用した際に起こる現象ではないだろうか。

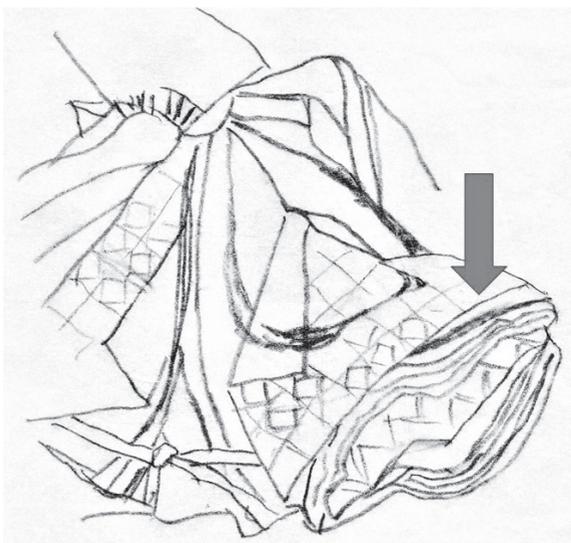
【第四図】は国宝『源氏物語絵巻』「御法」の紫の上の像

(描き起こし)である。画面左の重桂の袖口の輪郭が緩やかな平行線ではなく、不均衡な歪曲した線で描かれている。英照皇太后の肖像写真と近似してはいないだろうか。

【第五図】は、同じく国宝『源氏物語絵巻』「竹河一」図の画面左上隅に固まって描かれている女房の一人の像。この袖口の表現も【第四図】のそれと同様と見てよからう。



【第五図】『源氏物語絵巻』「竹河1」女房像



【第六図】『源氏物語絵巻』「宿木2」女房像

【第六図】も同じ絵巻「宿木二図」の女房群像の中から、左上の人物の姿を描き起こしたものである。匂宮と夕霧六の君との婚姻の場面、女房たちは着飾って、裳唐衣を着用している。右手は扇を顔にかざしているので見えないが、画面向かって右側にある左袖口も全く同様に見なしてよいのではないか。

絵巻は図像としてデフォルメされていると思ひ込みがち

だが、実は、国宝『源氏物語絵巻』はその時代なりに写実的なのである。

これらを徴証として考慮するならば、平安期女房装束の「重桂」は、すべて同寸に仕立てられていたのではないか、という仮説を立てることが許されるであろう。

四 染色と文様

もう一度本稿冒頭の『源氏物語』本文に立ち戻ってみると、そこに明示されるのは、女樂に参加した女性たちの様子と装束の一部の名称、そしてさらに染色と本人の相性であった。明石の君に関する情報量はこのようなものであった。

柳の織物の細長、萌黄にやあらむ、小桂着て……

「細長」「小桂」については右のとおりだが、右に長々と考証した「重桂」他についてほとんど参照すべき情報が無いのは申すまでもない。ただ、『源氏物語』中、染色についての記述は少なくないけれども、最も欠落しているのが文様についての記述である。

同じ作者でも中宮彰子の敦成親王出産前後では、映像の

ように直叙しており、まさしく記録の筆致になっている。『紫式部日記』寛弘五年（一〇〇八）九月十一日の御湯殿の儀の際に、

宮は、殿抱きたてまつり給て、御佩刀（はかし）、少将の君、虎の頭、宮の内侍とりて、御さきにまいる。唐衣は松の実の紋、裳は海賦（かいふ）を織りて、大海の摺目（すりめ）にかたどれり。腰はうす物、唐草をぬいたり。
（新大系二六四頁）

と文様を含めて記述されている。また同九月一五日条、五日夜の儀における供膳では、

御膳まいりはて、女房、御簾のもとに出でゐたり。火影にきら／＼と見えわたる中にも、大式部のおもとの裳・唐衣、小塩山の小松原をぬいたるさま、いとをか。大式部は陸奥の守の妻（め）、殿の宣旨よ。大輔の命婦は、唐衣は手もふれず、裳を白銀の泥（でい）して、いとあざやかに大海を摺りたるこそ、けちえんならぬ物から、めやすけれ。

弁の内侍の、裳に白銀の州浜、鶴を立てたるしぎま、めづらし。裳のぬい物も、松が枝のよはひをあらそは

せたる心ばへ、かどくし。(新大系二六八頁)

とある女房の描写は裳唐衣の刺繍が時宜を得ていることの賞賛ではあるが、記録としての記述の体裁たり得ており、『源氏物語』の描写とは自ずから異なる方向性をもつものなのである。

『紫式部日記』の場合でも、例えば「無文の唐衣」(新大系二七五頁)とあったとしても、「無文といっても織物の地文様はあつたわけで、それを別の色糸で織り出したりはしない、地色一色のものこと」と解されているから、当然そこには何らかの文様を想定しなければならない。記述がない以上、着用する本人の立場・身分、その場などから「しかるべき文様」を考慮すべきだということである。

では、六条院女楽における明石の君にとつて「しかるべき文様」とは何か。「重桂」だけでなく、装束全体に関わる事柄である。これまた悩ましい問題であるが、類推によつて、「あり得べき」文様を選択しなければならぬ。『源氏物語』自体が直接に参照できないとすれば、やはり拠るところは『源氏物語絵巻』である。

主たる図像から女性の装束の文様を列記してみよう。原絵巻を主として、各復元絵巻・X線写真ならびに蛍光撮影画像等を参照したが、剥落等も多く、網羅しているとはい

いがたく、また視認を中心にしたため、不鮮明な画像については確定しがたい。ここでは、推定の材料として主な文様を挙げておくのみである(復元図に描かれていてもここに挙げ得ない場合も少なくない)。装束の比定についても、一案として提示するものである。

なお、場面に複数描かれている女房は、主人公に近いところから反時計回りに序列した。

『源氏物語絵巻』装束文様一覧

* 柏木一図

女三の宮…葡萄立涌(桂)

女房①…藻勝見(唐衣)

女房②…唐花丸(唐衣)・梅花(表着)

* 柏木二図

女房①…唐花丸(表着)・遠菱(単)・唐花菱襷文

(裳)

女房②…小葵(表着)・遠菱(単)・唐花菱襷文(裳)

女房③…葡萄立涌(表着)

* 柏木三図

女房①…梅花(唐衣)・遠菱(単)

女房②…桜花(唐衣)

*横笛

雲居雁……亀甲唐花(袿)

乳母……花菱(単)

女房①……花菱? (表着)・四花菱(単)・唐草(裳)

女房②……葡萄立涌(表着)

*夕霧

雲居雁……無文(単)

女房①……雲立涌(表着)

女房②……唐花丸(表着)・三重襷(裳)

*御法

紫の上……唐花丸(袿)・遠菱(単)

明石の中宮……遠菱(単)

*竹河一函

女房①……梅花(表着)

女房②……葡萄立涌(表着)

女房③……桜花(表着)

女房④……遠菱(単)

女房⑤……小葵文(表着)

*竹河二函

大君……桜花(表着)・繁菱(単)

中の君……梅花(表着)・遠菱(単)

女房①……小葵(表着)

女房②……葡萄立涌(表着)・遠菱(単)・海賦(裳)

女房③……唐花丸(表着)・海賦(裳)

*橋姬

中の君……葡萄立涌(表着)・遠菱(単)

女房①……唐花丸(表着)・遠菱(単)

女房②……小葵(表着)・遠菱(単)

*早蕨

中の君……葡萄立涌(表着)・三重襷(単)

弁の尼……遠菱(単)

女房①……唐花丸? (小袿)・遠菱(単)

女房②……小葵(重袿)

女房③……藻勝見(表着)

女房④……遠菱(単)

*宿木一函

女房①……亀甲唐花(唐衣)・唐草(小袿)・三重襷

(単)・海賦(裳)

女房②……小葵文(唐衣)

*宿木二函

夕霧六の君……白地亀甲唐花に唐花丸(小袿)・青

字亀甲唐草に唐花丸文(表着)・三重襷

(単)

女房①……唐草(唐衣)・遠菱(単)・唐花菱襷文(裳)

女房②……花菱(唐衣)・花菱(表着)・花菱(単)・

三重襷(裳)

女房③……菱繫(唐衣)・亀甲唐花(表着)・遠菱(単)

女房④……七宝唐花(唐衣)・唐花丸(表着)・繁菱

(単)・唐花菱襷文(裳)

女房⑤……唐花丸(唐衣)・唐花丸(表着)・遠菱(単)・

唐花菱襷文(裳)

*宿木三図

中の君……花菱(表着)・遠菱(単)

*東屋一図

浮舟……小葵(表着)・遠菱(単)

中の君……七宝唐花(表着)・繁菱(単)

女房①……藻勝見(表着)・遠菱(単)

女房②……花菱? (表着)

女房③……唐花丸(表着)・遠菱(単)・唐花菱襷文

(裳)

女房④……菱繫(表着)

*東屋二図

女房①……菊丸文? (表着)・花菱(単)

女房②……七宝唐花(表着)・遠菱(単)

女房③……小葵(表着)・遠菱(単)

女房④……葡萄立涌(表着)・遠菱(単)

女房⑤……遠菱(単)

右の一覧は図像から読み取れる範囲で挙げたものであり、不明な文様も少なくない。たとえば、「遠菱」としたのは、「四菱に三重襷」あるいは「菱繫」の可能性もあるものの、原図(複製)・X線写真ほかの資料では明瞭に判別しがたいため、このように表記した、という点をご了解願いたい。さらに、文様の名称も同一のものでありながら、文献によってかなりの差異を生ずる場合もある。是非とも諸賢にはご叱正いただきたいものである¹⁾。

こうした実際の図柄を検討した我々が気にしたのは、文様の「格」といったものが存在するのか、着用する人物との相関はあるのか、ということであった。たとえば「七宝唐花」は、現存絵巻では東屋一図の中の君にしか見られない。「唐花丸」は例がいくつも見られるものの、地文に「亀甲唐花」を用いているらしいのが原図でも読み取れるが、これは宿木二図の夕霧六の君に確認できる、——等々。

しかし、国宝源氏物語絵巻の現存部分が限定的であること、鎌倉期の他の物語絵巻等も残欠というに近く参考にするには極めて限定的であることを鑑みれば、印象で即断することはしにくいと言わねばならない。むしろ、右に挙げた絵巻の実例は故実あるものと認め、奇を衒わず、実例の

中から選択すべきものと考えたこととした。

【第七図】は「雲立涌文」（くもたちわきもん）。立涌文はいくつかのバリエーションがある。「雲立涌」は、室町時代のものとして熊野速玉神社の柵（あこめ）の実例があり、「松立涌」は、江戸時代のものとして京都国立博物館に寄託される有栖川宮家伝来の細長の例がある。今回は源氏物語絵巻に見出される文様を用いて問題なからうと判断した。

なお、【第七図】の「葡萄立涌」は、今回、稿者（高倉永佳）の考証に基づいて、葡萄唐草をモチーフにデザイン化したものである。

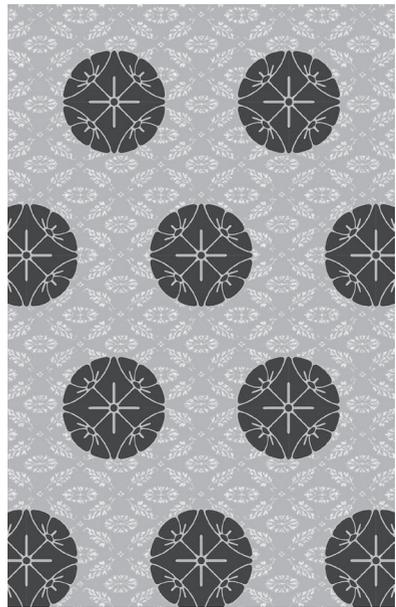


【第七図】 葡萄立涌文

【第八図】は「唐花丸」。右に一覧したように、源氏物語絵巻中に例を多く見出すことができる。ただし、用例が多すぎるため、細長・小桂のように目につきやすい装束に採用するにはやや躊躇を感じ、重桂のような目立ちにくい部分に採用することとした。

「唐花丸」は、源氏物語絵巻・宿木二図のような婚礼の場面では、華やかに亀甲唐花地に色変わりの丸菊文を散らすような工夫もあるらしい。重桂の場合は見えるか見えないかといった微細な部分でもあるので、今回の「復元装束」では殊更に変化を求めないこととした。

『源氏物語』の本文では「柳の織物の細長、萌黄にやあ



【第八図】 唐花丸文（丸菊文）

らむ、小桂着て」としか記されていない。平安期の読者は、同時代という感覚によって記載の空白部分を補っていただろうと推測はされるが、現代では「復元」しようにも困難な事柄ではある。重桂の色彩も同様である。そうした状況についての理解のもとで、諸賢のご教示をお願いしたい。

(続)

注

(1) 『源氏物語』本文は、源氏物語大成ならびに小学館・新編日本古典文学全集の頁数で所在を示した。定家本(新編全集の若菜下の巻の底本は明融本)が必ずしも信頼のおける本文であるかは疑問であり、今後慎重に検討しなければなるまいが、当面は便宜的措置として新編全集本に拠った。ただし、女三の宮の記述に関して、「御琴の袋畳みてひさかへしたるに、ほどの小さくおはしませば、なかなかさしやりたまふほどもなく、いとうつくしく見て見えたまふ」という長い一文は定家本に欠けており、河内本諸本と別本の阿里莫本に見えており、いまその一節を補った。加藤洋介が指摘する、定家本における脱文と判定してよい箇所である(河内本・別本から見た定家本源氏物語) 中古文学会関西部会編『源氏物語 本文研究の可能性』和泉書院、二〇二〇年三月刊所収)。新

編全集本の漢字表記にも問題が含まれることと少なくない
ので必ずしも従わない。

(2) 池田亀鑑『平安時代の文学と生活』(至文堂、一九六六年刊) 二二〇～二二二頁。

(3) 『栄花物語』本文は、松村博司『栄花物語全注釈』および小学館・新編日本古典文学全集本に拠り、その所在を示した。ただし表記は必ずしも従わない。

(4) 『今鏡』本文は、海野泰夫『今鏡全釈 上』(福武書店、一九八二年三月刊) に拠り、その所在を示した。

(5) 『増補史料大成』本による。訓釈は稿者の試訓。

(6) 『小右記』長和二年二月二五日条。

(7) 服藤早苗「次女妍子——姉とたたかって」(服藤・高松百香編『藤原道長を創った女たち——〈望月の世〉を読む』) 明石書店、二〇二〇年三月刊、所収。

(8) 『紫式部日記』本文は、岩波・新古典文学大系に拠り、その所在を示した。

(9) 萩谷朴『紫式部日記全注釈・上巻』(角川書店、一九七一年一月刊)

(10) 東京文化財研究所美術部編『光学的手法による国宝・源氏物語絵巻調査報告書』(文化財研究所東京文化財研究所、二〇〇四年三月刊)、徳川美術館・五島美術館監修『よみがえる源氏物語絵巻』(NHK名古屋放送局・NHK

中部ブレインズ、二〇〇五年二月刊)、NHK名古屋「よみがえる源氏物語絵巻」取材班『よみがえる源氏物語絵巻 全巻復元に挑む』(日本放送出版協会、二〇〇六年二月刊)などに拠るが、装束の画像が網羅されているわけではないので万全とはいいがたい。

(11) 文様の名称は文献によって異なるがある。ここでは國學院大學神道資料展示室編『装束織文集成 高倉家装束調進控』(國學院大學、一九八三年三月刊)に依拠するものとする。

(12) 河上繁樹『日本の美術339 公家の服飾』(至文堂、一九九四年八月刊)、第18図、第33図。

付記

前稿(二)の「注」の順序に誤植があった。お詫びして、以下のごとく訂正したい。

誤 正

(7) ↓ (8)
(8) ↓ (9)
(9) ↓ (10)
(10) ↓ (7)

(たかくら) ながよし・実践女子大学非常勤講師

衣紋道高倉流二十六世宗家)

(さとう) さとる・実践女子大学教授)

(よこい) たかし・実践女子大学名誉教授)